

地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、高齢者施設等の防災・減災対策等を推進する整備事業（以下「施設等整備事業」という。）の実施により防災・感染防止体制の強化に資することを目的とし、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業実施要領（平成31年3月11日伺定。以下「実施要領」という。）に基づき、民間事業者が介護施設等の整備事業を実施するのに要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 「民間事業者」とは、介護施設等（対象施設）を設置経営する法人及び個人をいう。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 補助対象事業及び補助対象経費は別表のとおりとする。

また、補助基準額、補助基本額、補助率及び補助額については次の表のとおりとする。

| 事業実施主体 | 補助基準額 | 補助基本額 | 補助率 | 補助額 |
|--------|-----------------------|--|---------------|--|
| 民間事業者 | 別表に定める「2 補助単価」×「3 単位」 | 補助基準額の合計額と、補助対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額の合計額とを比較して少ないほうの額とする。 | 別表に定める「4 補助率」 | 補助基本額×補助率 ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 |

第3条の2 第3条別表に掲げる補助対象事業から、次に掲げる事業を除外する。

- (1) 既の実施している事業
- (2) 他の国庫負担（補助制度）により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
- (3) 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業
- (4) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に係る事業
- (5) その他施設等の整備等に関する事業として適当と認められない事業

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 交付申請一覧表（第2号様式）
- (2) 申請額算出内訳書（第3号様式）

- (3) 収支予算書（第5号様式）
 - (4) 誓約書（第6号様式）
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- 2 規則第3条第3項に規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。
- 3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助条件）

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第7号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第8号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りでないこと。
- (7) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。

- (8) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りでない。
- (9) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (10) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金から減額して報告すること。
- (11) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第12条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第9号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (12) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (13) 補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、原則として一般競争入札によることとし、指名競争入札等による場合は、大分県の例に準ずること。
- (14) 事業を行う者が上記条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (15) その他、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更（事業量の20パーセント以内の減少変更等）
- (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減、又は補助対象経費の費目間における流用で、いずれか少ない額の20パーセント以内の増減
ただし、補助金の額の減額であり、価格競争（入札等）を行った結果で、内容に一切の変更がない場合は軽微な変更の範囲に含まれる。この場合にあっては、実績報告に併せて変更の承認を申請すること。

（補助金の交付決定の通知）

第6条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第10号様式）により行うものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(状況報告)

第8条 規則第9条の規定による状況報告は、補助事業遂行状況報告書（第11号様式）によるものとし、補助始業の遂行状況に関する報告を知事が別に定める期日までに提出するよう求めることができる。

なお、補助事業遂行状況報告書（第11号様式）を求められた場合は次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（第4号様式）
- (2) 入札関係書類、契約書又は見積書の写し
- (3) 別紙（第8条関係）
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 施設整備に係る事業実施主体は、補助事業に着手し、又は補助事業が完了したときは、遅滞なく次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 着手した時
 - ア 事業着手届（第12号様式）
 - イ 契約書の写し
- (2) 完了した時
 - ア 事業完了届（第13号様式）
 - イ 完了確認検査調書

(事業の完了確認検査)

第8条の2 知事は、前条第2項第2号の規定により補助事業完了届を受理したときは、すみやかに当該事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件との適合について、完了確認検査を行うものとする。

(補助金の交付方法)

第9条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第10条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第14号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書（第15号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 精算額一覧表（第16号様式）
- (2) 精算額算出内訳書（第17号様式）

- (3) 事業実績書（第18号様式）
- (4) 収支精算書（第19号様式）
- (5) 契約書又は見積書の写し
- (6) 写真
- (7) 検査調書の写し
- (8) 領収書又は請求書の写し
- (9) 財産管理台帳の写し
- (10) その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知）

第12条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書（第20号様式）により行うものとする。

（書類の提出部数等）

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

附則

この要綱は、令和元年度補正予算に係る地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業

| 1 区分 | 2 補助単価 | 3 単位 | 4 補助率 | 5 補助対象経費 |
|----------------------|---------|------|-------|---|
| 特別養護老人ホーム | 知事が認める額 | 施設数 | 3/4以内 | 非常用自家発電設備整備事業(施設と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 |
| 軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) | | | | |
| 介護老人保健施設 | | | | |
| 介護医療院 | | | | |
| 養護老人ホーム | | | | |

(注)上記施設は定員30名以上の広域型施設等とする。

高齢者施設等の給水設備整備事業

| 1 区分 | 2 補助単価 | 3 単位 | 4 補助率 | 5 補助対象経費 |
|----------------------|---------|------|-------|--|
| 特別養護老人ホーム | 知事が認める額 | 施設数 | 3/4以内 | 給水設備整備事業(施設と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 |
| 軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) | | | | |
| 介護老人保健施設 | | | | |
| 介護医療院 | | | | |
| 養護老人ホーム | | | | |

(注)上記施設は定員30名以上の広域型施設等とする。

高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業

| 1 区分 | 2 補助単価 | 3 単位 | 4 補助率 | 5 補助対象経費 |
|--------------------------------------|---------|------|-------|--|
| 特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設(利用定員に関わらない) | 知事が認める額 | 施設数 | 3/4以内 | 防犯対策及び安全対策強化事業(施設と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 |
| 上記以外の老人短期入所施設 | | | | |
| 軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) | | | | |
| 介護老人保健施設 | | | | |
| 介護医療院 | | | | |
| 養護老人ホーム | | | | |
| 有料老人ホーム | | | | |
| 通所介護事業所 | | | | |
| 老人福祉センター(A型・特A型・B型) | | | | |
| 老人福祉施設付作業所 | | | | |
| 介護老人支援センター(在宅介護支援センター) | | | | |
| 在宅複合型施設 | | | | |

(注)上記施設は定員30名以上(通所介護事業所にあつては19名以上)の広域型施設等とする。

既存の高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

| 1 区分 | 2 補助単価 | 3 単位 | 4 補助率 | 5 補助対象経費 | |
|--------------------------------------|------------------------------|----------------------------|-----------------|----------|---|
| スプリンクラー設備 | | | | | |
| 1,000㎡未満の場合 | 軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) | 9,710円 | 対象施設ごと 1㎡あたり | 10/10以内 | スプリンクラー設備等整備事業(施設と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 |
| | 有料老人ホーム | | | | |
| | 宿泊を伴う高齢者施設等のうち、知事が特に必要と認めた施設 | | | | |
| 1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合 | 軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) | 9,710円/1㎡と 2,440千円との合計額 | 対象施設ごと | 10/10以内 | |
| | 有料老人ホーム | | | | |
| | 宿泊を伴う高齢者施設等のうち、知事が特に必要と認めた施設 | | | | |
| 300㎡未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合 | 軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) | 1,080千円 | 施設数 | 10/10以内 | |
| | 有料老人ホーム | | | | |
| | 宿泊を伴う高齢者施設等のうち、知事が特に必要と認めた施設 | | | | |
| 500㎡未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合 | 軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) | 325千円 | 施設数 | 10/10以内 | |
| | 有料老人ホーム | | | | |
| | 宿泊を伴う高齢者施設等のうち、知事が特に必要と認めた施設 | | | | |

(注) 上記施設は定員30名以上の広域型施設等とする。

高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業

| 1 区分 | 2 補助単価 | 3 単位 | 4 補助率 | 5 補助対象経費 |
|--------------------------------------|-----------------|------|---------|---|
| 特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設(利用定員に関わらない) | 施設延べ床面積× 4千円 | 施設数 | 10/10以内 | 換気設備設置事業(施設と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 |
| 上記以外の老人短期入所施設 | | | | |
| 軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) | | | | |
| 介護老人保健施設 | | | | |
| 介護医療院 | | | | |
| 養護老人ホーム | | | | |
| 有料老人ホーム | | | | |

(注) 上記施設は定員30名以上の広域型施設等とする。

第1号様式（第4条関係）

（元号） 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
氏 名

（元号） 年度において、下記のとおり地域介護・福祉空間整備等施設整備事業を実施したので、補助金 円を交付されるよう、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業完了予定年月日 (元号) 年 月 日

3 添付書類

- (1) 交付申請一覧表（第2号様式）
- (2) 申請額算出内訳書（第3号様式）
- (3) 収支予算書（第5号様式）
- (4) 誓約書（第6号様式）
- (5) その他知事が必要と認める書類

| | |
|------------|--|
| 担当者 職氏名 | |
| 連絡先 | |

第2号様式(第4条関係)

(元号) 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金 交付申請一覧表

事業者名

| No. | 事業名 (別表から転記) | 1 区分 ※スプリンクラー設備等整備事業のみ記載 (別表から転記) | 施設等種別 | 施設等の名称 | 補助所要額 (申請額) (第3号様式から転記) |
|----------|-----------------|---|-------|--------|-------------------------------|
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |
| 6 | | | | | |
| 7 | | | | | |
| 8 | | | | | |
| 補助金交付申請額 | | | | | 0 |

(元号) 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金 申請額算出内訳書

事業名(別表から転記)

区分名(別表から転記)
※スプリンクラー設備等整備事業のみ記載

| | |
|------|--|
| 事業者名 | |
|------|--|

(単位:円)

| No. | 施設等種別 | 施設等の名称 | 総事業費 | 寄付金その他の収入額 | 差引額 | 補助対象経費の実支出額 | 別表に定める「2 補助単価」 | 別表に定める「3 単位」 | 補助基準額 | 補助基本額 | 別表に定める「4 補助率」 | 補助所要額(申請額) ※千円未満切捨 |
|-----|-------|--------|------|------------|-------------|-------------|----------------|--------------|------------------|-------|---------------|-----------------------|
| | | | A | B | $C = A - B$ | D | E | F | $G = E \times F$ | H | I | $J = H \times I$ |
| 1 | | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | | | | | |

(注)H欄はC欄、D欄及びG欄を比較して最も低い額とすること。

※行が足りない場合は、行を追加して作成すること。

第4号様式(第4条関係)

事業計画書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 事業の目的及び効果

- (4) 設置法人(経営主体)及び所在地
- (5) 施設の定員

2 設備整備等に係る事業計画

(1) 設備の規模及び構造

ア 整備事業(解体撤去工事・仮設施設工事を除く。)

- (ア) 敷地面積 _____ m²
- (イ) 敷地の所有関係(自己所有地・借地・買収(予定)地の別)
- (ウ) 設備の面積 設備を整備する面積 _____ m²
- (エ) 建物の構造 (_____ 造)

イ 解体撤去工事(既存施設に係るもの)

- (ア) 設備の面積 解体撤去を行う面積 _____ m²
- (イ) 設備の構造 (_____ 造)
- (エ) 補助金の区分(昭和〇〇年度: 県費・国庫・民間・自己資金・その他)
- (オ) 処分(取壊し)年月日 _____

(注) 既存施設の解体撤去工事がかかるものを添付すること。

ウ 仮設施設工事

- (ア) 建物の面積 建築面積 _____ m² 延面積 _____ m²
- (イ) 建物の構造 (_____ 造)

(2) 整備費内訳

- ア 主体工事費 _____ 円
- イ 工事事務費 _____ 円
- ウ 小計(本体工事費) _____ 円
- エ 解体撤去工事費及び
仮設施設整備工事費
- (解体撤去工事費) _____ 円
- (仮設施設整備工事費) _____ 円
- オ その他の工事費 _____ 円
- カ 合計 _____ 円

(注) 工事費費目別内訳書を添付すること。

(3) 財源内訳

- ア 県費補助金 _____ 円
- イ 負担(補助)金 _____ 円
- ウ 設置者負担金 _____ 円
- (内訳) 一般財源 _____ 円
- 地方債 _____ 円
- 寄付金 _____ 円
- 事業団借入金 _____ 円
- 自己資金 _____ 円
- エ 合計 _____ 円

(4) 施行計画

ア 直営・請負の別

イ 契約年月日

ウ 着工年月日

エ 竣工年月日

オ 事業開始年月日

カ 解体撤去工事関係

(ア) 直営・請負・賃貸の別

(イ) 着工年月日

(ウ) 完了年月日

キ 仮設施設工事関係

(ア) 直営・請負・賃貸の別

(イ) 工事期間

(ウ) 仮設施設の使用期間

(5) その他参考事項

第5号様式（第4条関係）

収 支 予 算 書

1 収 入 (単位：円)

| 項 目 | 予 算 額 | 備 考 |
|-----|-------|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| 計 | | |

2 支 出 (単位：円)

| 項 目 | 予 算 額 | 備 考 |
|-----|-------|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| 計 | | |

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員が役員となっている事業者

(4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

(5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

(6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

(7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

(8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事 殿

法人所在地（個人の場合は記載不要）

法人名（個人の場合は記載不要）

事業所所在地

事業所名

（ふりがな）

（法人）代表者職・氏名

（法人）代表者住所

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日（男・女）

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

第7号様式（第5条関係）

（元号） 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備事業変更承認申請書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
氏 名

（元号） 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった（元号） 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備事業について、下記のとおり変更したいので、承認されるよう地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金交付要綱第5条第1号の規定により申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業完了予定年月日
- 3 添付書類（地域介護・福祉空間整備等施設整備事業実施要領関係）
 - （1）事業計画書（第4号様式）

（備考）

以下、第1号様式の記の2以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較対照できるよう変更部分を二段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

| | |
|------------|--|
| 担当者 職氏名 | |
| 連絡先 | |

第8号様式（第5条関係）

（元号） 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備事業中止（廃止）承認申請書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
氏 名

（元号） 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった（元号） 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、承認されるよう地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金交付要綱第5条第2号の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（又は廃止の期日）
- 3 中止（廃止）後の措置

| | |
|------------|--|
| 担当者 職氏名 | |
| 連絡先 | |

第9号様式(第5条関係)

(元号) 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金に係る
消費税等仕入控除税額確定報告書

番 号
年 月 日

大分県知事 殿

住所

氏名

(元号) 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった(元号) 年度
地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、
地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金第5条第11号の規定により、下記のとおり報
告します。

記

- | | | | |
|---|-------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| | ((元号) 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | | |
| 2 | 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |
| 5 | その他 | | |

(1) 別紙を添付すること。

(2) その他参考となる書類

消費税確定申告書の写し及びその添付書類(補助金に係るもの)を添付すること。

補助金返還相当額算出の過程がわかる資料を添付すること。

(注) 補助金返還相当額がない場合でも、報告すること。

| | |
|------------|--|
| 担当者 職氏名 | |
| 連絡先 | |

(元号) 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（返還額）の算出について

下記の1、2（1）～（3）のいずれかの該当に○をつけること。
また、2（1）～（3）を選択した場合は、返還金額を記入すること。

1 返還額が0円の場合

- ・ 補助金申請段階で消費税を含めずに申請した。
- ・ 消費税の申告義務がない。
- ・ 簡易課税方式により申告している。
- ・ 公益法人等であって、特定収入割合が5%を超えている。（医療法人社団及び医療法人財団を除く）
- ・ 補助対象経費にかかる消費税を、個別対応方式において、「非課税売上のみ」に要するものとして申告している。
- ・ 補助対象経費が人件費等の非課税仕入となっている。
- ・ その他（)

2 仕入控除税額（返還額）がある場合

(1) 課税売上割合が95%以上の法人等の場合

$$\text{返還額} = (\text{補助金の額の確定額}) \times 10 / 110 =$$

(2) 課税売上割合が95%未満の法人等であって、個別対応方式により消費税の申告を行っている場合

$$\text{返還額} = A + B =$$

A 課税売上のみを要する補助対象経費に使用された補助金

$$A = (\text{補助金の額の確定額}) \times (\text{補助対象経費のうち課税売上対応分}) / (\text{補助対象経費}) \times 10 / 110 =$$

B 課税売上と非課税売上に共通して要する補助対象経費に使用された補助金

$$B = (\text{補助金の額の確定額}) \times (\text{補助対象経費のうち共通対応分}) / (\text{補助対象経費}) \times (\text{課税売上割合}) \times 10 / 110 =$$

(3) 課税売上割合が95%未満の法人等であって、一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合

$$\text{返還額} = (\text{補助金の額の確定額}) \times (\text{補助対象経費のうち課税仕入額}) / (\text{補助対象経費}) \times (\text{課税売上割合}) \times 10 / 110 =$$

第10号様式（第6条関係）

（元号） 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

（元号） 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった（元号） 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|-----------|---------------|---|
| 1 | 補助対象経費 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 補助条件 | （要綱第5条の規定を転記） | |

第11号様式(第8条関係)

(元号) 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

大分県知事 殿

住所

氏名

(元号) 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった
(元号) 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備事業について、地域介護・福祉空間
整備等施設整備事業費補助金交付要綱第8条の規定により、その遂行状況を報告します。

1 添付書類

- (1) 事業計画書(第4号様式)
- (2) 入札関係書類、契約書又は見積書の写し
- (3) 別紙(第8条関係)
- (4) その他知事が必要と認める書類

| | |
|------------|--|
| 担当者 職氏名 | |
| 連絡先 | |

(別紙) (第8条関係)

事業名(別表参照)

区分名(別表から転記)

※スプリンクラー設備等整備事業のみ記載

事業者名

| | 施設等種別 | 施設名 | 交付決定額 (A) | 月末日までの 出来高(B) | 3月末日までの 出来高(C) | 繰越見込高 (D)=100-(C) | 繰越見込額 (E)=(A)×(D) | 備 考 |
|---|-------|-----|--------------|------------------|-------------------|----------------------|----------------------|-----|
| 1 | | | 円 | % | % | % | 円 | |
| 2 | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | |

※翌年度への繰越が見込まれる場合は、「備考」欄に繰越理由を具体的に記入すること。

第12号様式（第8条関係）

（元号） 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備事業着手届

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
氏 名

（元号） 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった（元号） 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備事業について、（元号） 年 月 日に着手したので、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により届けます。

| | |
|------------|--|
| 担当者 職氏名 | |
| 連絡先 | |

第13号様式（第8条関係）

（元号） 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備事業完了届

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
氏 名

（元号） 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった（元号） 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備事業について、（元号） 年 月 日に完了したので、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により届けます。

| | |
|------------|--|
| 担当者 職氏名 | |
| 連絡先 | |

第14号様式（第10条関係）

（元号） 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金交付請求書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
氏 名

（元号） 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった（元号） 年度
地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金 円を精算払（概算払）の方法により
交付されるよう、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金交付要綱第10条の規定によ
り請求します。

記

| 補助金 交付決定額 | 既受領額 | 今回請求額 | 残額 | 事業完了予定 (完了) 年月日 | 備考 |
|--------------|------|-------|----|--------------------|----|
| | | | | | |

（振込預金口座）

金融機関名

本・支店

預金種別

預金口座名義人（フリガナ）

| | |
|------------|--|
| 担当者 職氏名 | |
| 連絡先 | |

第15号様式（第11条関係）

（元号） 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備事業実績報告書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
氏 名

（元号） 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった（元号） 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備事業について、下記のとおり事業を実施したので、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金交付要綱第11条の規定により、その関係書類を添えて報告します。併せて、補助対象経費の軽微な変更が生じたため、実績のとおり承認されるよう申請します。

記

1 事業の効果

2 事業の完了年月日 (元号) 年 月 日

3 添付書類

- (1) 精算額一覧表（第16号様式）
- (2) 精算額算出内訳書（第17号様式）
- (3) 事業実績書（第18号様式）
- (4) 収支精算書（第19号様式）
- (5) 契約書又は見積書の写し
- (6) 写真
- (7) 検査調書の写し
- (8) 領収書又は請求書の写し
- (9) 財産管理台帳の写し
- (10) その他知事が必要と認める書類

※減額確定でない場合は、不要な事項は二重線により削除すること。

| | |
|------------|--|
| 担当者 職氏名 | |
| 連絡先 | |

第16号様式(第11条関係)

(元号) 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金 精算額一覧表

事業者名 _____

| No. | 事業名 (別表から転記) | 1 区分 ※スプリンクラー設備等整 備事業のみ記載 (別表から転記) | 施設等種別 | 施設等の名称 | 精算額 |
|--------|-----------------|---|-------|--------|-----|
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |
| 6 | | | | | |
| 7 | | | | | |
| 8 | | | | | |
| 補助金精算額 | | | | | 0 |

(元号) 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金 精算額算出内訳書

事業名 (別表から転記)
 区分名 (別表から転記)
 ※スプリンクラー設備等整備事業のみ記載

| | |
|------|--|
| 事業者名 | |
|------|--|

(単位:円)

| No. | 施設等種別 | 施設等の名称 | 総事業費 | 寄付金その他の収入額 | 差引額 | 補助対象経費の実支出額 | 別表に定める「2 補助単価」 | 別表に定める「3 単位」 | 補助基準額 | 補助基本額 | 別表に定める「4 補助率」 | 補助所要額(申請額) ※千円未満切捨 | 交付決定額 | 補助金受入済額 | 交付残額 | |
|-----|-------|--------|------|------------|-------|-------------|----------------|--------------|-------|-------|---------------|-----------------------|-------|---------|-------|--|
| | | | A | B | C=A-B | D | E | F | G=E×F | H | I | J=H×I | K | L | M=K-L | |
| 1 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | |

(注)H欄はC欄、D欄及びG欄を比較して最も低い額とすること。

※行が足りない場合は、行を追加して作成すること。

事業実績書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置法人(経営主体)及び所在地
- (4) 施設の定員

2 設備整備等に係る事業実績

(1) 設備の規模及び構造

ア 整備事業(解体撤去工事・仮設施設工事を除く。)

- (ア) 敷地面積 _____ m²
- (イ) 敷地の所有関係(自己所有地・借地・買収(予定)地の別)
- (ウ) 設備の面積 設備を整備する面積 _____ m²
- (エ) 建物の構造 (_____ 造)

イ 解体撤去工事(既存施設に係るもの)

- (ア) 設備の面積 解体撤去を行う面積 _____ m²
- (イ) 設備の構造 (_____ 造)
- (エ) 補助金の区分(昭和〇〇年度: 県費・国庫・民間・自己資金・その他)
- (オ) 処分(取壊し)年月日 _____

(注) 既存施設の解体撤去工事がわかるものを添付すること。

ウ 仮設施設工事

- (ア) 建物の面積 建築面積 _____ m² 延面積 _____ m²
- (イ) 建物の構造 (_____ 造)

(2) 支出済事業費総額

- ア 主体工事費 _____ 円
- イ 工事事務費 _____ 円
- ウ 小計(本体工事費) _____ 円
- エ 解体撤去工事費及び
仮設施設整備工事費
(解体撤去工事費) _____ 円
(仮設施設整備工事費) _____ 円
- オ その他の工事費 _____ 円
- カ 合計 _____ 円

(注) 工事費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施行期間

- ア 契約年月日
- イ 着工年月日
- ウ 竣工年月日
- エ 事業開始年月日
- オ 解体撤去工事関係
(ア) 着工年月日
(イ) 完了年月日
- カ 仮設施設工事関係
(ア) 工事期間
(イ) 仮設施設の使用期間

(4) その他参考事項

第19号様式（第11条関係）

収 支 精 算 書

1 収 入 (単位：円)

| 項目 | 精算額 | 予算額 | 増減 | 備考 |
|----|-----|-----|----|----|
| | | | | |
| 計 | 0 | 0 | 0 | |

2 支 出 (単位：円)

| 項目 | 精算額 | 予算額 | 増減 | 備考 |
|----|-----|-----|----|----|
| | | | | |
| 計 | 0 | 0 | 0 | |

第20号様式（第12条関係）

（元号） 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金の額の確定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

（元号） 年 月 日付け 第 号で提出のあった（元号） 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備事業実績報告書に基づき、（元号） 年 月付け 第 号による交付決定通知に係る補助金の額 円については、（補助金の額を 円に変更交付決定し、）金 円に確定したので、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

※減額確定でない場合は、不要な事項は削除して作成すること。

※減額確定の場合は、補助条件を明示すること。（要綱第5条の規定を転記）